

——安保改定作業は、それ自体大変な仕事であることは、もちろん覚悟しておられたでしょうかが、対米交渉で何が最も大変な問題になるか、予想されていましたか。

岸 何といっても一番は、アメリカが本当に日本を守るという義務を負うてくれるのかどうかという問題ですよ。つまりアメリカが若い者たちの血を流しても、日本の国民を守るかどうかということだよ。

——旧安保条約には、それはなかつた……。

岸 旧安保条約では、アメリカは日本にいろいろな権利をもつていたけれども、日本を

守るという義務は明記されていないんだ。新条約では、アメリカの日本防衛の義務を謳つたが、逆にアメリカの領土が侵略された場合、日本が駆けつけて助けることはできないんだからね。それをだな、アメリカをして呑ませることなど、これは大変なことだ。

——これは、初めからまつたく見通しがつかなかつたのですか。

岸 うん。最初は見通しは立つていなかつた。この点では、ダレスともいろいろ話をし

たし、マッカーサー大使も非常に骨を折つてくれた。

安保改定——いま思うこと

相当ダレスが苦心したと思うんです。日本の憲法によれば、日本は、アメリカの日本防衛に相応する義務をアメリカに負えないわけだからね。日本としては、ただ基地を提供するとか、憲法の範囲内で防衛力を漸増するという非常に気の抜けた対応になつてゐるわけだ。

——三年五ヶ月間続いた岸内閣ですが、総理在職中の全仕事をもし十とするならば、安保改定にかかるお仕事にどのくらいの精力を割いたというふうにお考えですか。

岸 そうね、七ないし八くらいに相当するだろうな。

——それでは、その安保改定のお仕事のすべてを十とするならば、さて、党内調整、国際会議、院外大衆運動、日米交渉等々片付けなければならないことが山ほどあつたわけですが、それぞれにどのくらいのエネルギーを傾げたというふうに、岸先生ご自身お考えですか。

岸 やっぱり一番苦心したのは、党内調整だよ。

——つまり派閥間抗争にご苦労されたということですね。

岸 うん。松村や三木一派というのがいろいろ反対したからね。とにかく一番苦労したのは、足元を固めるための党内調整であり、その次が日米交渉なんだ。対米交渉についていえば、旧条約におけるアメリカの特権を安保改定で削っていくわけだから、彼らと

——安保改定について長々とお話をうかがつてしまひましたが、最後に数点お尋ねしたいと思います。そもそも旧安保条約をどのように変更していくかとお考えになつた時、憲法をはじめとするいろいろな制約があつたかと思うのです。もし憲法とりわけ第九条の制約がなかつたとするならば、総理はあの安保条約をどのように改定なさつたのか。やはり完全な相互防衛型条約にするおつもりでしたか。

岸 うん。その通りです。もし憲法の制約がなければ、完全に双務的な条約になつただろうと思うんです。日本が侵略された場合にはアメリカが、そしてアメリカが侵略された場合には日本がこれを助けるという、いわば日米一体の完全な双務条約になつたでしょう。しかし、いまの憲法はそれを許さないからね。日本の憲法が特別のナニであつたために、アメリカの上院では例のバンデンバーグ決議というのがあつて、日本との完全な双務条約は認められないんだ（一九四八年六月米国上院で採択されたいわゆるバンデンバーグ決議の第三項は、米国が「自助及び相互援助を基礎」にしてのみ地域的その他の集団的取り決めに参加すべきことを譲つている。米国の立場は、この条項における「自助及び相互援助」の力を日本は持つていいのだから、その日本と双務条約を結ぶことはできない、というものであった）。だから、この新しい日米安保条約ではつきりアメリカが日本防衛の責任を負うと明記するについては、

**出典：原彬久著
「岸信介証言録」
中央公論新社（中公文庫）
(2014年11月25日初版発行)**

より小西洋之事務所作成

令和3年3月26日 参議院外交防衛委員会
立憲民主・社民 小西洋之

◎第186回参議院決算委員会（平成26年5月12日）

○小西洋之君 …日米安全保障条約第三条の解釈について伺います。

この上の部分は、外務省のホームページのこの三条の説明をそのままぺたっと貼付けをさせていただきました。この日米安全保障条約第三条の趣旨、特に下の条文で重ねて引かせていただいておりますけれども、「憲法上の規定に従うことを条件として、」との文言について、日本国憲法の下の集団的自衛権の行使の関係も踏まえつつ、その趣旨と制定の経緯について答弁をお願いいたします。

○政府参考人（富田浩司君） お答えいたします。

先生の配られた資料を読み上げるような形で御答弁させていただきたいと思いますけれども、この規定、すなわち日米安保条約第三条の規定は、我が国から見れば、米国の対日防衛義務に対応して、我が国も憲法の範囲内で自らの防衛能力の整備に努めるとともに、米国の防衛能力向上について応分の協力をするとの原則を定めたものでございます。

これは、沿革的には、米国の上院で一九四八年に決議されたバンデンバーグ決議を背景とするものであり、NATOその他の防衛条約にも類似の規定がある。同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自助努力を行い、また、米国に対しても、防衛面で協力する意思を持った国でなければならないということであると。ただし、我が国の場合には、相互援助といつても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、憲法上の規定に従うことを条件としている。

以上でございます。

その事態そのものを收拾するというのは、何といつても国連を中心と考えていいべきである。それから、こちらがお手あげしたら——こちらから進んで武力を行使しているのじやない、向こうから来たわけでありますから、一体をやめるかどうかというようなことをやめることがあります。一応とにかく独立國であって、自主的な立場から、われわれの國の領土、領空その他に対する不當な侵略がある限りにおいては、これは私は、独立國としてそれを排除する行動をとるということは、これは必要なことであります。しかしながらその事態そのものができるだけ早く解決して、そうしていつまでも長い間の戦闘行為を続けていくといふようなことを努力すべきことは、これは私は当然のことである。こう思はずにお手あげをして、降伏しさえすればそれでいいんだという考え方の方は、私は、独立國であり、自衛國である以上は、考へるべきものではない、こう思います。

○受田委員 簡単に降伏するといふことを、私、前提としておるわけではない。あなたのようく、開戦をやられた責任者で、終結をやられた経験がない場合に、ことに戦争を停止させる、すなわち、戦いをやめるということについて自衛隊法の発動をすみやかにやる。しかしその前に、総理みずからが日本の自衛隊だけを先に戦争を停止させると、こういうような措置をとる御意思

がないと、自滅を待つまでもなく敵基地を攻撃したり、いろいろな措置をされるような手段を弄しておられるといふに日本は講和の機会を失うおそれがある。国連による安全保障理事会の解決を待つまでもなく、その前に、総理自身の手で講和の方式をどうおとりになるか、停戦の方式をどうお会の解決を待つまでもなく、その前に、総理自身の手で講和の機会を失うおそれがある。国連による安全保障理事会の解決を待つまでもなく、その前に、総理自身の手で講和の方式をどうおとりになるか、停戦の方式をどうおどりになるか、停戦をやることができるのか、ここもあわせてお答えを願いたい。

○岸国務大臣 停戦とか、講和とかといふことは、言うまでもなく、相手方のあることあります。相手方が、——相手方といらるのは、アメリカということじやありません。実際の武力攻撃を日本に加えておる国のことです。従つて、われわれとしては、とにかくできるだけ物事を平和的に解決するということは、これはもうあります。しかし、何でも攻撃があつたら先ほど大貫委員にお答えした通り、憲法の精神であり、われわれの本質的な念願でございます。ただ現実に不当なる武力攻撃が加えられたその武力攻撃を、われわれはなくするというためには必要最小限度の行動をとるわけですから、その行動がなくなれば、われわれは何も自衛隊を出動さしておる必要もなければ、それはわれわれの方から別に手出ししていく必要はひとつもない。しかし、武力攻撃が継続している限りにおいて、どちらも日本の方からお手あげするようなことを前提として考へるということは、私は適当でなかろう。しかし、あくまでも、武力攻撃があつた場合において、こつちが武力行

動でこれに抵抗していく場合においては、すぐ安保理事会に報告しますか君。
○大貫委員 今度は条約の内容についてお尋ねをしていくつもりですが、まず第三条です。これは前にもちょっと触れたのですが、この第三条といふのは大へんなことを約束しておると思うのです。そこで、これは条約の内容に入りますが、総理、私が一つ心配しておるのは、アメリカと運命共同体で、最後まで共同防衛作戦に参加するのかどうか。日本だけが単独に停戦をやることができるのか、ここもあわせてお答えを願いたい。

○受田委員 関連であるからこれで終りますが、総理、私が一つ心配しておるのは、アメリカと運命共同体で、日本だけが単独に停戦をやることができるのかどうか、自衛戦争をやめる時期のなかどうか、念を入れてお尋ねしておるわけです。

○岸国務大臣 これは日本の領土、領空、領海に対する武力攻撃がやめば、これは自衛隊としての行動はいたさない。また、五条においてアメリカ軍もまたその点は行動を停止するわけだと思います。これは自衛隊としての行動はいたさない。また、五条においてアメリカ軍の作戦に何か引き込まれて、日本が引きずられていくようなことは、私は、この五条の規定をお読み下さればわかるように、日本の施政下にある

○大貫委員 自衛力の限界といつても、限度はどうなんですか。自衛力の範囲だと言つたって、侵略だつて、これはうらはらの問題で、物体は同じものです。そろすると、一体具体的どの限度までその能力を高めようとする。しかし、武力攻撃が継続している限りにおいて、どちらも日本の方からお手あげするようなことを前提として考へるということは、私は適当でなかろう。しかし、あくまでも、武力攻撃があつた場合において、こつちが武力行

質疑を続行いたします。大貫大八君。
○大貫委員 今度は条約の内容についてお尋ねをしていくつもりですが、まず第三条です。これは前にもちょっと触れたのですが、この第三条といふのは大へんなことを約束しておると思うのです。そこで、これは条約の内容に入りますが、総理、私が一つ心配しておるのは、アメリカと運命共同体で、日本だけが単独に停戦をやることができるのかどうか、自衛戦争をやめる時期のなかどうか、念を入れてお尋ねしておるわけです。

○大貫委員 武力攻撃が起ります。したときに、先ほど総理からも答弁されておりますように、実力をもつてその日本に与えられた武力攻撃を排除するといふことが、自衛力でございまして、その限界内において行なわれるわけでありまして、それをわれわれは最小限に想定しておるのでござります。

○大貫委員 だから、それは一体具体的にはどこまで考へるのですか。今日のように非常に高度に火力、兵器が発達したときに、これに抵抗する能力というのは、考え方によつては、大人大きなものを備えなければならぬと思うのです。ところが、そんなことは、日本の近代科学の水準、兵器科学の水準では、とうてい私は不可能なことだと思うのです。もちろん、財政的にもそんなことは不可能でしょう。もう少し具体的に、自衛力といふものには、これは満足のいく限界はないと思ひますけれども、大体どの程度のこと

出典：昭和35年4月5日 日米安全保障条約等特別委員会会議録より
小西洋之事務所作成
令和3年3月26日 参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

権行使が禁止されているため、日本は米国のために集団的自衛権行使を行わなくてよい」ということが明記されています。単に、日本が憲法9条の解釈において集団的自衛権ができないということではなく、主権国家同士の条約で日本が米国のために集団的自衛権行使を行うことが法的に免責されているのです。

■日米安全保障条約第3条

第3条 締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことと条件として、維持し発展させる。

この条文の趣旨は、どなたでも見ることができます外務省HP「日米安全保障条約（主要規定の解説）」において、7.1 開議決定の以前は以下のように説明されていました。

○第3条

この規定は、我が国から見れば、米国の対日防衛義務に対応して、我が國も憲法の範囲内で自らの防衛能力の整備に努めるとともに、米国の防衛能力向上について応分の協力をするとの原則を定めたものである。

これは、沿革的には、米国の上院で1948年に決議されたヴァンデンバーグ決議を背景とするものであり、NATO（北大西洋条約機構）その他の防衛条約にも類似の規定がある。同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自効力を行ない、また、米国に対して、防衛面で協力する意思を持った国でなければならぬということである。

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことと条件」としている。

文末の私が下線を引いたところをご覧下さい。ズバリ、「集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことと条件」としている。」と書いてありますね。私も、昨年の5月に、解散改憲を阻止するための追及の過程で、この解説文を発見したときは、思わず目が点になりました。

つまり、外務省の解説にもあるように、この第3条に関する条項は、米国との上院決議に基づいて米国政府が同盟条約を結ぶ際に、そのすべての相手国とそれぞれまったく同一の内容のものを必ず締結しているものですが、日米安全保障条約だけがその各國との条約とまったく違つた文言で、まったく違つた内容になっているのです。本来ならば、米国政府は日本政府に対し、米国が日本を防衛する義務を負う（日米安保第5条）以上は、日本も米国に對して防衛面での協力を求めなければならないのですが、日本は憲法上集団的自衛権行使ができないので、以下のNATO条約（北大西洋条約）との違いで一目瞭然のように、逆に、条約の文言を特別に選んで、日本が米国のために集団的自衛権行使をすることが免責される規定となっています。

見比べて頂けるように、先ほどの「憲法上の規定に従うことと条件」といふ文言だけではなく、他の条約では「単独に及び集団として」とされているのを「個別的に及び相互に協力して」とし、同様に「個別的の及び集団的の能力を」とされているのを「それぞれの能力を」としたことが、条約締結時の国会で明確に答弁されています。つまり、分かりやすく言えば、第3条全体の作りからして、「日本は集団的自衛権行使が違憲であるので、日本は米国の

日米安保条約では「日本は米国のために集団的自衛権行使しなくてもよい」と締結している！

NATO条約第3条

締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するために、軍事的かつ効果的な協力を一層強化して、継続的かつ効果的かつ効果的に、自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれをの能力を、憲法上の規定に従うことと条件として、維持し発展させることとする。

【外務省HPでの解説（2014/07/01以前）】

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことと条件」としている。

○小西洋之君 (略)

さて、本TPPの審議の大前提として、立法府の存立を懸け追及すべきことは、安倍内閣は、国会の条約承認権を踏みにじり、そもそも条約提出を行う資格すらないという事実であります。

安倍内閣が強行した集団的自衛権行使の解釈変更は、昭和四十七年政府見解という決裁文書の外国の武力攻撃という文言を同盟国に対する外国の武力攻撃と恣意的に読み替え、九条解釈の基本的な論理なるものを捏造した、法論理ですらない不正行為であり、これは決裁文書の解釈改ざんによる史上空前の憲法破壊であります。

一方、この暴挙は、同時に、日米安保条約第三条に違反する暴挙なのであります。

実は、安保条約三条には、日本はアメリカのため違憲である集団的自衛権行使しなくてよいと、主権国家同士の国際約束が明記されているのです。すなわち、アメリカが上院決議により、全ての同盟国と締結している共通条項が、共通条項第三条が、日米安保三条だけは特別の文言変更がなされているのであります。このことは、安保改定当時の政府答弁において、集団的能力という文言をそれぞれの能力と変更し、憲法上の規定に従うことを条件としてとの文言を付け加えるなど、日本による集団的自衛権行使を法的に免責した条文として作り込まれたことが明確に説明されているのであります。

その証拠に、外務省ホームページの第三条の逐条解説では、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲のものに限られることを明確にするためと記載されていました。しかし、解釈変更以降に外務省はホームページの記述を改ざんし、集団的自衛権の行使を禁じているという文言を削除しているのであります。

河野大臣に伺います。

条約は、法的効力において法律に優位します。解釈変更と安保法制は、限定的なるものを含めあらゆる集団的自衛権行使は違憲であるとの九条解釈に基づき、そのことを徹底的に明文化した安保条約三条に違反する無効の暴挙であるとの認識はありますか。国際承認した条約を勝手に読み替え、条約違反の閣議決定や法案提出を行い、戦争行為を行えるようにした内閣なら、本協定を勝手に読み替えることなど平気で行うのではないでしょうか。

なお、あつたはずのものをなかったと言い張るこの間の一連の不正と異なり、解釈変更は、絶対にないものがあると言い張っている不正行為であり、安倍総理のみがどこまでも立証責任を負い、そして、その主張が虚偽であることは誰でも証明可能、理解可能であります。したがって、河野大臣が一政治家としての良心に基づく限り、四十七年見解の中に集団的自衛権行使を許容する法理が作成当時から存在するという安倍総理の主張は到底容認できないはずですが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣（河野太郎君） 平和安全法制と日米安保条約第三条についてお尋ねがありました。

日米安保条約第三条は、「憲法上の規定に従うことを条件として、」との文言から明らかなとおり、特定の憲法解釈に立ち入った規定ではなく、我が国自身が行う憲法解釈の下で実施されるものです。

平和安全法制は、新三要件を満たす場合には、従来の政府見解の基本的な論理に基づく必要最小限の自衛のための措置として武力の行使が憲法上許容されるとの判断に至ったものであることから、日米安保条約に違反するとの御指摘は当たりません。 (略)

■自衛隊法 抜粋

(自衛隊の武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条　自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料(以下「武器等」という。)を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条の二　自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織(次項において「合衆国軍隊等」という。)の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるもの除く。)に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2　前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。